

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

川口市電子契約サービス利用契約について、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）により優先交渉権者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、このプロポーザルへの参加を希望する者は、以下に定める事項を承諾の上、参加の申し込みをすること。

令和7年9月12日

川口市長 奥ノ木 信夫

記

1 業務概要

- (1) 件 名 川口市電子契約サービス利用契約
- (2) 履 行 期 間 契約締結の日から令和10年3月31日まで
- (3) 業 務 内 容 別添「川口市電子契約サービス利用契約仕様書」のとおり
- (4) 見積限度額 5,089,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※令和10年3月31日までの費用の見積限度額。当該金額を上回った者は失格とする。
- (5) 実 施 方 式 公募型プロポーザル方式

2 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げるすべての資格要件を満たさなければならない。また、契約締結までの間に参加資格要件を有しなくなった場合、その時点で失格とする。

- (1) 告示日現在、令和7・8年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 告示日から契約の相手方が決定するまでの期間において、川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準に基づく入札参加等停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 告示日から契約の相手方が決定するまでの期間において、川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 告示日から契約の相手方が決定するまでの期間において、同一の入札に参加する者との間に資本

関係又は人的関係（次のアからウのいずれかに該当する関係）がない者であること。

ア 資本関係は次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社。以下同じ。又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社。以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等。以下同じ。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係は次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

ただし、（ア）は会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他

上記ア及びイ以外で上記ア又はイと同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

(9) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

3 実施日程

実施要領及び仕様書の公表	告示日から令和7年10月3日（金）12時（正午）まで 川口市ホームページ（契約課ページ）上に掲載
質問の受付及び参加申込の受付期間	告示日から令和7年9月24日（水）12時（正午）まで
質問の回答期限	令和7年9月29日（月）までに川口市ホームページ（契約課ページ）上に掲載
参加資格の確認通知期限	令和7年9月29日（月）まで
企画提案書等の提出期間	告示日から令和7年10月3日（金）12時（正午）まで
選定結果の通知及び公表日	令和7年10月15日（水）（予定）
契約締結日	令和7年12月上旬（予定）（補助金の交付決定後）

4 選定方法及び評価項目

(1) 選定方法

提出された企画提案書等に基づき審査を実施し、優先交渉権者を特定する。

(2) 評価項目

ア 提案概要の的確性

イ 事業実績

ウ 機能面①

- エ 機能面②
- オ 導入支援
- カ 運用・メンテナンス

5 手続き等

(1) 担当部署

川口市理財部契約課工事契約係

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話 048-258-1237 F A X 048-258-6161

メールアドレス 060.03090@city.kawaguchi.saitama.jp

(2) 仕様書等関連情報の公開

下記の期間、川口市ホームページにて閲覧に供する。

告示日から令和7年10月3日（金）12時（正午）まで

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01050/040/2/49548.html>

6 その他

詳細は、実施要領及び仕様書等による。